平成２５年（フ）第３６２号
新潟市中央区弁天３丁目３番５号　新潟マンション716号
債務者　渡邊　　二
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７１号
金沢市柳橋町甲11番地２　ポンテ・エム１号
債務者　中嶋　邦明
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１４０号
滋賀県彦根市城町２丁目７番37―Ａ―101号
債務者　山﨑　雄一
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３８３号
神戸市東灘区向洋町中５丁目11番地502号棟103号室
債務者　谷間加奈子（旧姓木嶋）
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７３８号
兵庫県三田市大原1323番地134
債務者　吉原　信雄
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４９号
神戸市中央区楠町２丁目４番４号　中央マンション101号
債務者　酒井　正裕
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８１号
兵庫県尼崎市西難波町３丁目17番８号
債務者　松下　満弘
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５２０号
兵庫県芦屋市陽光町５番３―401号
債務者　山口　憲子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５２８号
兵庫県西宮市山口町上山口２丁目23番５―207号
債務者　福田亜紀子（旧姓常盤）
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９０５号
広島市安佐北区落合１丁目48番１―402号
債務者　栗栖　伸博
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９１３号
広島市中区宝町６番20―202号
債務者　山内　昭子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第５２９号
大分市大字畑中303、開始決定時の住所福岡市早良区飯倉２丁目15番１―401号
破産者　高橋　浩文
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２号
秋田県大館市根下戸新町３番14―26号
破産者　有限会社テレワーク大館
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１３０８号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目14番12号
破産者　株式会社徳川工業
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５８８号
大阪府柏原市法善寺２丁目４番４号
破産者　株式会社キング
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
仙台市泉区泉中央４丁目29番地11
破産者　株式会社クオリティー
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３０３号
埼玉県越谷市蒲生１丁目２番18号
破産者　有限会社エムデンキ
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５４４号
岡山市南区新保480番地24、旧住所岡山市南区新保683番地17セジュール新保南101号
破産者　田原　　豪
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９８号
秋田市下北手梨平字登館33番地３
破産者　株式会社ゴルフ・エーアールアイ
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部